

平成23年度税制改正大綱の決定について

2010年12月16日
石油化学工業協会
会長 高橋 恭平

本日夕刻に閣議決定された平成23年度税制改正大綱において、当協会が要望していたナフサ等原料の本則における非課税恒久化が認められず、大変残念な結果になったと言わざるをえない。しかしながら、来年度に再度検討を行うことが税制改正大綱に明記されたため、国際的な税の公平性を確保するべく、平成24年度税制改正において本則非課税恒久化を実施するよう強く求めたい。

法人税実効税率の5%引き下げが決定されたことについては、財源確保のために、一部の既存措置が縮減または廃止された点については不満があるが、石油化学産業の国際競争力確保の第一歩として評価している。

また、当協会として慎重な対応を求めていた地球温暖化対策税（環境税）が来年10月より導入されることになったが、産業界として新たな負担が増えることになる。大綱にも記載されているとおり、他の温暖化対策施策との整合性が確実に確保されるようお願いしたい。

以 上